

ひとり親家庭等のみなさまへ

「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額を以下のとおり引き上げます。

支給は所得ベースで判定されます。例えば、お子様1人の場合、全部支給については107万円未満、一部支給については246万円未満の方が対象になるように引き上げられます。

全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)					一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
扶養する 児童等の数	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月 分から	これまで	R6.11月 分から	これまで	R6.11月 分から	これまで	R6.11月 分から
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで
全部支給6,450円
一部支給6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)



R6.11月分から
全部支給 **10,750円**
一部支給 **10,740円～5,380円**
(所得に応じて決定されます)

令和6年11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用されますが、同年11月分及び12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

問合せ 子ども応援課子ども応援グループ ☎ 28・0936 / ☎ 28・2870